

報道機関各社 様

令和2年6月1日

City of Sapporo

## 令和2年度（2020年度）札幌市国民健康保険料の保険料率の決定について

## 1 令和2年度保険料率の決定について

令和2年度の保険料率が決定し、別紙1のとおり条例に基づき6月1日（月）に告示しました。

この料率に基づいて計算した国民健康保険料の納付通知書は、6月15日（月）に各区役所から発送します。（約275,000通）

## 2 保険料の計算について

国民健康保険料は、次の方法で、世帯ごとに計算します。

$$\text{国民健康保険料} = \text{医療分保険料} + \text{支援金分保険料} + \text{介護分保険料}$$

(40歳以上64歳以下の方が対象)

それぞれ、次の①から③までの合計額が、1年間の保険料になります。

| 区分              | 医療分保険料<br>(国民健康保険加入者の<br>医療費に充てる分)          | 支援金分保険料<br>(後期高齢者医療制度の加入者の<br>医療費に充てる分)     | 介護分保険料<br>(介護費に充てる分。40歳以上<br>64歳以下の方が対象。)              |
|-----------------|---|---|--|
| ①平等割額<br>(世帯割額) | <u>32,020</u> 円 (一世帯あたり)                    | <u>10,330</u> 円 (一世帯あたり)                    | <u>7,380</u> 円 (一世帯あたり)                                |
| ②均等割額<br>(人数割額) | <u>17,750</u> 円 × 加入者数                      | <u>5,730</u> 円 × 加入者数                       | <u>5,330</u> 円 × 40歳以上64歳以下の加入者数                       |
| ③所得割額           | 各加入者の令和元年中の所得から33万円を差し引いた金額 × <u>9.46</u> % | 各加入者の令和元年中の所得から33万円を差し引いた金額 × <u>3.09</u> % | 40歳以上64歳以下の各加入者の令和元年中の所得から33万円を差し引いた金額 × <u>2.53</u> % |
| 最高限度額           | <b>63万円(前年比+2万円)</b>                        | <b>19万円</b>                                 | <b>17万円(前年比+1万円)</b>                                   |

※世帯の所得割額は、各加入者（介護保険料は40歳以上64歳以下の加入者のみ）ごとに計算した所得割の合計額となります。

※平成31年1月から令和元年12月までの1年間を「令和元年中」と表記しています。

※保険料率とは、下線部分の金額や割合を指します。

## 3 令和2年度の主な制度改正

## ● 最高限度額の引き上げ（医療分保険料）

本年1月に、政令の一部が改正されたことにより、医療分保険料の賦課限度額の上限が2万円、介護分保険料の賦課限度額の上限が1万円、それぞれ引き上げられました。そのため札幌市においても同様に医療分保険料の限度額を2万円、介護分保険料の限度額を1万円、それぞれ引き上げています。

## ● 低所得世帯に対する保険料軽減基準の拡大

本年1月に、政令の一部が改正されたことにより、保険料の平等割と均等割に係る5割軽減と2割軽減の対象となる所得基準が拡大されましたので、札幌市においても同様に5割軽減と2割軽減の基準を拡大しています。

### 保険料軽減基準

| 区分   | 改正前基準(世帯所得で判断)               | 改正後基準(世帯所得で判断)                 |
|------|------------------------------|--------------------------------|
| 7割軽減 | 33万円以下                       | 33万円以下                         |
| 5割軽減 | 33万円+(被保険者数× <u>28万円</u> )以下 | 33万円+(被保険者数× <u>28万5千円</u> )以下 |
| 2割軽減 | 33万円+(被保険者数× <u>51万円</u> )以下 | 33万円+(被保険者数× <u>52万円</u> )以下   |

## 4 保険料率の決め方

北海道が医療費の支払い総額から公費等(国からの交付金等)を差し引いて、必要な納付金総額を決め、市町村に納付金を割り当てます。

納付金の割り当ては、市町村ごとの所得水準や医療費水準を加味し、所得総額、加入者数、加入世帯数で按分し決定され、所得や医療費が高い市町村は多く負担する仕組みとなっています。

各市町村では、北海道から示された納付金を基に保険料率を決定します。  
(詳しくは、別紙2のとおり)

## 5 国民健康保険料の前年度比較

全加入世帯が負担する医療分・支援金分保険料の保険料率は、札幌市が北海道に納付する一世帯当たりの医療分納付金が減額になったことにより、表1のとおり減少しました。また、介護分保険料の保険料率も、一世帯当たりの納付金が減額になったことにより、表1のとおり同様に減少しました。

その結果、表2のとおり、モデルケースではすべての世帯について昨年度より保険料が減額となっています。

(各表については、次頁以降に記載)

表 1

## 医療分+支援金分

納付金の減少により、令和元年度に比べ各保険料率が減少

| 区 分 | 平成 30 年度 | 令和元年度    | 令和 2 年度  | 前年比 (▲) |
|-----|----------|----------|----------|---------|
| 平等割 | 41,940 円 | 43,080 円 | 42,350 円 | ▲730 円  |
| 均等割 | 22,710 円 | 23,650 円 | 23,480 円 | ▲170 円  |
| 所得割 | 12.05%   | 12.75%   | 12.55%   | ▲0.20%  |

限度額：82 万円（前年比＋2 万円）

## 介護分

納付金の減少により、令和元年度に比べ平等割及び所得割が減少

| 区 分 | 平成 30 年度 | 令和元年度   | 令和 2 年度 | 前年比 (▲) |
|-----|----------|---------|---------|---------|
| 平等割 | 7,680 円  | 7,440 円 | 7,380 円 | ▲60 円   |
| 均等割 | 5,390 円  | 5,310 円 | 5,330 円 | 20 円    |
| 所得割 | 2.60%    | 2.56%   | 2.53%   | ▲0.03%  |

限度額：17 万円（前年比＋1 万円）

（表 2 については、裏面に記載）

表 2

## 給与2人世帯の場合

| 年 収   | 医療分＋支援金分＋介護分 |          |          | 前年比       |
|-------|--------------|----------|----------|-----------|
|       | 平成30年度       | 令和元年度    | 令和2年度    |           |
| ～98万円 | 31,730円      | 32,510円  | 32,190円  | ▲ 320円    |
| 100万円 | 55,830円      | 57,270円  | 56,680円  | ▲ 590円    |
| 200万円 | 215,030円     | 223,000円 | 220,080円 | ▲ 2,920円  |
| 300万円 | 338,750円     | 351,860円 | 347,110円 | ▲ 4,750円  |
| 400万円 | 447,150円     | 465,150円 | 458,690円 | ▲ 6,460円  |
| 500万円 | 564,350円     | 587,630円 | 579,330円 | ▲ 8,300円  |
| 600万円 | 681,550円     | 710,110円 | 699,970円 | ▲ 10,140円 |
| 700万円 | 804,620円     | 838,710円 | 826,660円 | ▲ 12,050円 |

※ 40歳以上64歳以下の2人世帯で世帯主にのみ給与収入がある場合

## 年金2人世帯の場合

| 年 収    | 医療分＋支援金分 |          |          | 前年比       |
|--------|----------|----------|----------|-----------|
|        | 平成30年度   | 令和元年度    | 令和2年度    |           |
| ～153万円 | 26,200円  | 27,100円  | 26,780円  | ▲ 320円    |
| 200万円  | 100,310円 | 105,110円 | 103,630円 | ▲ 1,480円  |
| 300万円  | 264,490円 | 277,790円 | 273,790円 | ▲ 4,000円  |
| 400万円  | 363,900円 | 382,990円 | 377,320円 | ▲ 5,670円  |
| 500万円  | 465,120円 | 490,080円 | 482,750円 | ▲ 7,330円  |
| 600万円  | 567,540円 | 598,460円 | 589,420円 | ▲ 9,040円  |
| 700万円  | 669,970円 | 706,830円 | 696,100円 | ▲ 10,730円 |

※ 65歳以上の2人世帯で世帯主にのみ年金収入がある場合

お問い合わせ先：保健福祉局保険医療部保険企画課 赤江、清水  
TEL 211-2952



札幌市告示第 3027 号

令和 2 年度分の国民健康保険料に関し、札幌市国民健康保険条例（昭和 36 年条例第 9 号。以下「条例」という。）第 15 条第 3 項、第 15 条の 2 の 4 第 2 項及び第 15 条の 5 第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 2 年 6 月 1 日

札幌市長 秋元 克広



- 1 条例第 15 条第 1 項に規定する基礎賦課額の所得割の保険料率は、100 分の 9.46 とする。
- 2 条例第 15 条第 1 項に規定する基礎賦課額の被保険者均等割及び世帯別平等割の保険料率は、次のとおりとする。
  - (1) 被保険者均等割  
被保険者 1 人につき 17,750 円
  - (2) 世帯別平等割  
条例第 15 条第 1 項第 3 号アに掲げる世帯  
1 世帯につき 32,020 円  
条例第 15 条第 1 項第 3 号イに掲げる世帯  
1 世帯につき 16,010 円  
条例第 15 条第 1 項第 3 号ウに掲げる世帯  
1 世帯につき 24,020 円
- 3 条例第 15 条の 2 の 4 第 1 項に規定する後期高齢者支援金等賦課額の所得割の保険料率は、100 分の 3.09 とする。
- 4 条例第 15 条の 2 の 4 第 1 項に規定する後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割及び世帯別平等割の保険料率は、次のとおりとする。
  - (1) 被保険者均等割  
被保険者 1 人につき 5,730 円

(2) 世帯別平等割

条例第 15 条の 2 の 4 第 1 項第 3 号アに掲げる世帯

1 世帯につき 10,330 円

条例第 15 条の 2 の 4 第 1 項第 3 号イに掲げる世帯

1 世帯につき 5,170 円

条例第 15 条の 2 の 4 第 1 項第 3 号ウに掲げる世帯

1 世帯につき 7,750 円

5 条例第 15 条の 5 第 1 項に規定する介護納付金賦課額の所得割の保険料率は、100 分の 2.53 とする。

6 条例第 15 条の 5 第 1 項に規定する介護納付金賦課額の被保険者均等割及び世帯別平等割の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 被保険者均等割

介護納付金賦課被保険者 1 人につき 5,330 円

(2) 世帯別平等割

介護納付金賦課被保険者  
の属する世帯 1 世帯につき 7,380 円

7 告示の日から施行するものとする。

## ▶保険料率決定のしくみ

## 1 医療分保険料

北海道から示された納付金（札幌市が払うべき納付金）等から国、道、市（一般会計）等からの補助金等を差し引いて、保険料として必要な額（賦課総額）を求めます。この賦課総額を平等割（世帯割）、均等割（人数割）、所得割の3つに振り分け、それぞれ世帯数、加入者数、所得から33万円を差し引いた金額の合計額で割ることによって保険料計算の基礎となる料率を決定します。

## 【医療分保険料(一般分)】



## 2 支援金分保険料

北海道から示された納付金（札幌市が払うべき納付金）から、国、道、市（一般会計）等からの補助金等を差し引いて賦課総額を求め、医療分と同様に料率を決定します。

## 【支援金分保険料(一般分)】



### 3 介護分保険料

北海道から示された納付金（札幌市が払うべき納付金）から、国、道、市（一般会計）からの補助金等を差し引いて賦課総額を求め、医療分と同様に料率を決定します。

#### 【介護分保険料】



※ 世帯の所得割額は、各加入者（介護分保険料は40歳以上64歳以下の加入者のみ）ごとに計算した所得割の合計額となります。

※ 各項目を四捨五入しているため、各項目の合計が総額と一致しない場合があります。

# 札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

令和2年3月  
厚生委員会会派説明資料  
保) 保険企画課

## 賦課限度額の引き上げ

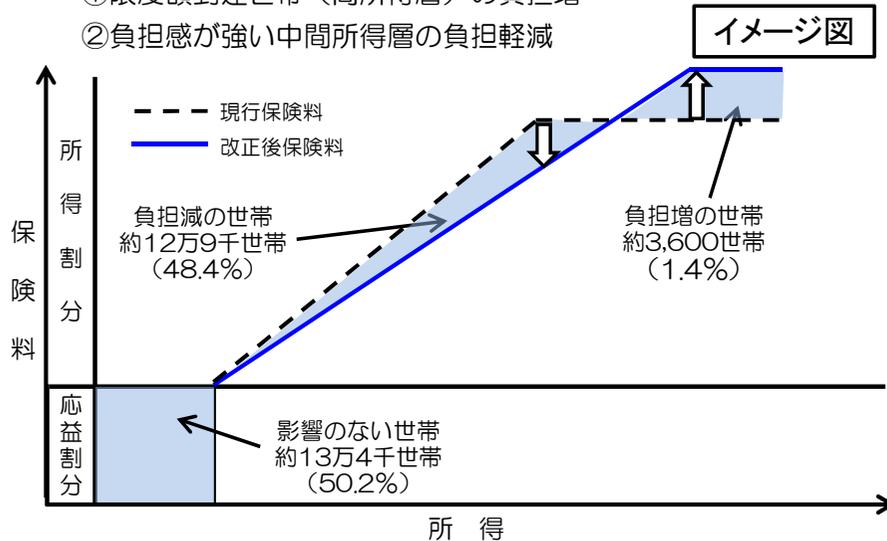
○内容

国民健康保険法施行令の改正に合わせ、限度額の引き上げを行う。

| 区分   | 現行   | 改正後  | 引上げ額 |
|------|------|------|------|
| 医療分  | 61万円 | 63万円 | +2万円 |
| 支援金分 | 19万円 | 19万円 | -    |
| 介護分  | 16万円 | 17万円 | +1万円 |
| 合計   | 96万円 | 99万円 | +3万円 |

○影響

- ①限度額到達世帯（高所得層）の負担増
- ②負担感が強い中間所得層の負担軽減



<モデルケース>

2人世帯（介護有）の場合（平成30年中の所得を用いて計算）

|           | 現行       | 改正案      | 差額      |
|-----------|----------|----------|---------|
| 給与収入 200万 | 223,000円 | 222,280円 | ▲720円   |
| 給与収入 400万 | 465,150円 | 463,280円 | ▲1,870円 |

## 低所得世帯に対する保険料軽減基準の拡大

○内容

国民健康保険法施行令の改正に合わせ、低所得世帯に対する保険料軽減基準の拡大を行う。

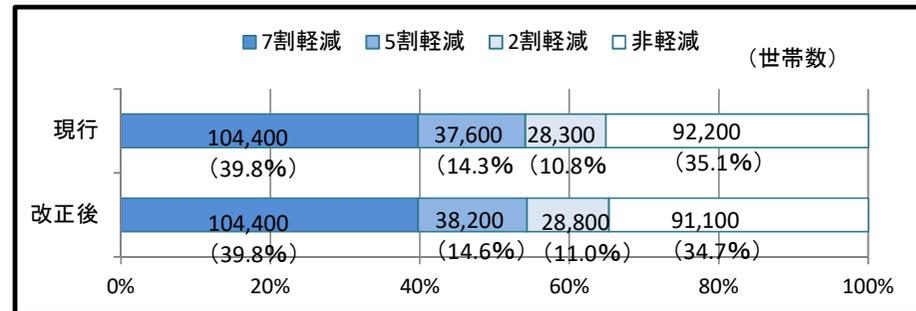
| 区分   | 現行基準（世帯所得で判断）           | 改正後基準（世帯所得で判断）                     |
|------|-------------------------|------------------------------------|
| 7割軽減 | 33万円以下                  | 33万円以下                             |
| 5割軽減 | 33万円+<br>(28万円×被保険者数)以下 | 33万円+<br>( <b>28.5万円</b> ×被保険者数)以下 |
| 2割軽減 | 33万円+<br>(51万円×被保険者数)以下 | 33万円+<br>( <b>52万円</b> ×被保険者数)以下   |

○影響

軽減対象世帯の増加

- ・軽減拡大の対象となる世帯は、約1,700世帯  
(軽減なし→2割軽減:約1,100世帯、2割軽減→5割軽減:約600世帯)
- ・軽減額は、約4,700万円増額となる

<保険料軽減世帯構成比>



※全軽減世帯は、国保加入全世帯の約6.5割に

<モデルケース>

2人世帯（介護有）の場合（令和元年度の料率を用いて計算）

|                     | 現行       | 改正案      | 差額       |
|---------------------|----------|----------|----------|
| 軽減なし→2割軽減 給与収入 221万 | 266,980円 | 245,290円 | ▲21,690円 |
| 2割軽減→5割軽減 給与収入 155万 | 174,010円 | 141,480円 | ▲32,530円 |